

事務長	係
	 

新医第32号(業)

令和8年4月10日

郡市医師会長 様

新潟県医師会長

堂 前 洋一郎

求人広告の掲載や事業承継・M&A仲介等にかかる注意喚起について

当県は全国的に見ても医師をはじめとする医療従事者の不足が顕著であり、医療機関等におきましても人材確保に苦慮されている現状があります。また、医師の高齢化や後継者が不在といったことなどから、診療所の廃止や承継を検討されておられる先生方も少なくないと思われまます。

その一方で、有料職業紹介事業者等から求人広告への掲載や事業承継・M&A仲介等を行う事業者からの勧誘なども多いと思われまます。その際、「申込書」「確認書」「アンケート」「基本合意書」等の名称であっても、内容によっては契約上の意思表示として扱われる場合があるほか、電話やFAX、メール等で手続きが進む場合ほど注意が必要で、意に沿わない費用を請求されるなど、双方の認識の違いからトラブルとなるケースもあるようです。

つきましては、本件に関してご注意いただきたい点等を別添のとおり取りまとめましたので、貴会におかれましてもご承知いただきますとともに貴会会員にご周知くださるようお願いいたします。



契約・広告掲載・M&A 仲介等に関する注意喚起

近時、求人広告の掲載や各種業務委託、事業承継・M&A 仲介等に関して、説明時の認識と、後日の請求内容や手数料条件とに齟齬が生じることがあるようです。

本会にも、求人広告について「一定期間は無料掲載」との説明を受けて掲載したところ、その後に届いた書面への対応を契機として、高額の請求書が届いたとの相談がありました。

また、事業承継・M&A 仲介においても、着手金、中間金、成功報酬、最低報酬額、専任条項などをめぐり、当初の認識と契約内容が一致していないといったケースもあるようです。

「申込書」「確認書」「アンケート」「基本合意書」等の名称であっても、内容によっては契約上の意思表示として扱われる場合があります。電話、FAX、メール等で手続きが進む場合ほど注意が必要です。

会員各位におかれましては、次の点にご留意ください。

- ・「無料」「仮申込」「お試し」などの説明だけで判断しない
- ・申込条件、更新条項、解約条件、違約金、手数料発生時点を必ず確認する
- ・その場で返答・署名・返信せず、書面全体を確認してから対応する
- ・M&A では報酬総額と発生条件を事前に書面で確認する
- ・不審な請求があった場合は、直ちに支払う前に資料を保全し、専門家へ相談する

医療機関の運営に関わる契約は多岐にわたります。口頭説明のみに依拠せず、必ず契約書面全体を確認し、不明点を残したまま手続を進めないようご注意ください。